

四日市市ブロック塀等撤去費補助金交付事業

# ブロック塀等撤去費補助制度のご案内

～危険なブロック塀等の撤去にご協力ください～

四日市市では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止及び避難経路の確保を目的として、平成30年10月より道路に面する危険なブロック塀等を撤去する所有者に対して、撤去費用の一部を補助する事業を行っております。

老朽化によりひび割れのあるブロック塀等など倒壊の危険性が高いブロック塀等の撤去をご検討の際には、本市の補助制度を是非ご利用ください。

## 危険なブロック塀等を撤去すべき3つの理由

### ① 地震時の倒壊・人身被害のリスク

地震でブロック塀が倒れると歩行者が下敷きになる重大事故が起きるリスクがあります。ブロック塀等を撤去することで、人身被害のリスクを減らす必要があります。

### ② 避難経路のふさぎ

倒壊したブロック塀は道路をふさぎ、住民が逃げられなくなります。大規模災害時に避難経路をふさぐ最悪の事態を防ぐ必要があります。

### ③ 防犯・セキュリティ性の向上

ブロック塀は「目隠し」となり死角が生まれ、侵入犯罪の温床となります。撤去することで見通しが良くなり、地域の防犯・セキュリティ性の向上が期待できます。



写真出典：一般財団法人消防防災科学センター 災害写真データベース

令和8年度申請期限：令和9年2月26日（金）

四日市市

## 1. 補助対象となるブロック塀等

次の全てに該当するブロック塀等※<sup>1</sup>を撤去する場合

●道路等※<sup>2</sup>に面するブロック塀等（注：隣地に面したブロック塀等は対象外）

●道路等からの高さが1m以上、かつ、敷地の地盤面からの高さが60cm以上であるブロック塀等

※<sup>1</sup>「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック造又はれんが造、石造その他の組積造による塀及び門柱をいう。

※<sup>2</sup>「道路等」とは、建築基準法第42条第1項に規定する道路、四日市市狭あい道路後退用地整備要綱第2条第1号に規定する狭あい道路、国、地方公共団体若しくはこれに準ずる団体が管理する道路又は一般交通の用に供している通路をいう。

## 2. ブロック塀等の点検のチェックポイント

危険なブロック塀等※<sup>1</sup>を十分な管理をせずに放置した結果、事故が発生した場合、その所有者は、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

所有者の皆さんは、**ブロック塀の状態を定期的に点検し、適切な管理を心掛けましょう。**

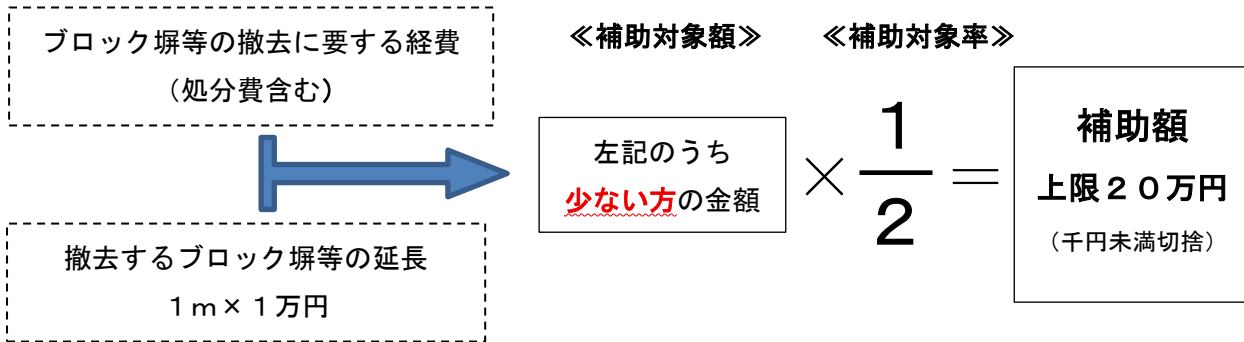
自己点検の結果、一つでも不適合がある場合や分からないことがあれば、早めに建築士などの専門家に相談するなどし、より詳しい点検を受けましょう。

※<sup>1</sup>「危険なブロック塀等」とは、ひび割れ、傾斜などにより倒壊の危険性が高いものや法の規定に適合していないものをいう。

ブロック塀等の点検のチェックポイントは  
こちらのQRコードから→

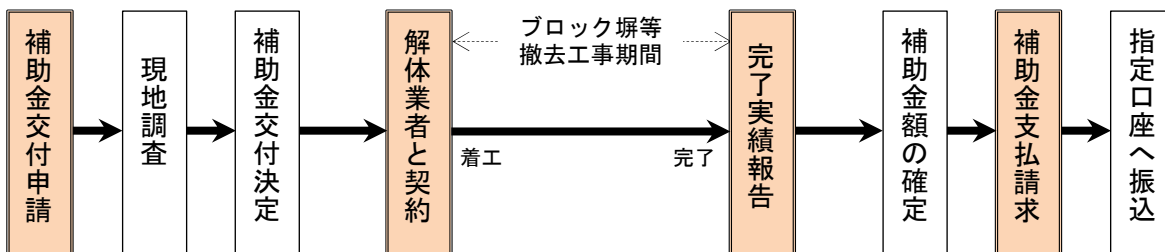


## 3. 補助額



## 4. 申請から補助金振込までの流れ

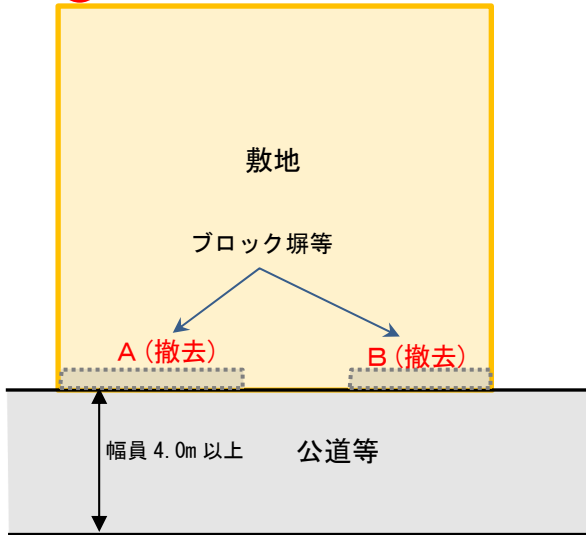
申請手続き (  : 申請者  : 市 )



5. 補助対象となる事例

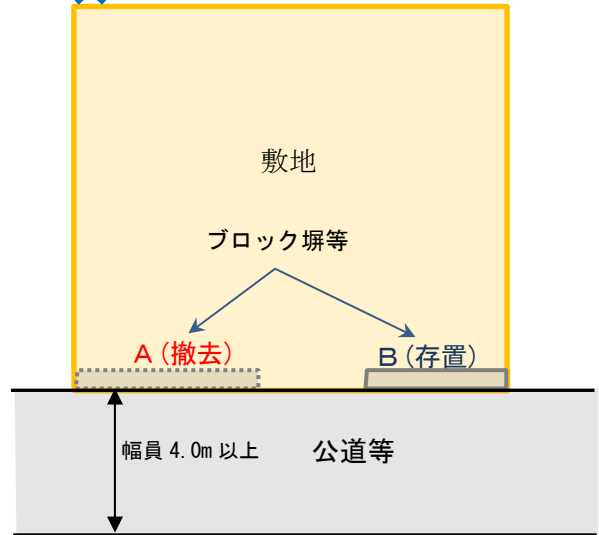
(1) A及びBを撤去する場合

⇒ ○ 補助対象

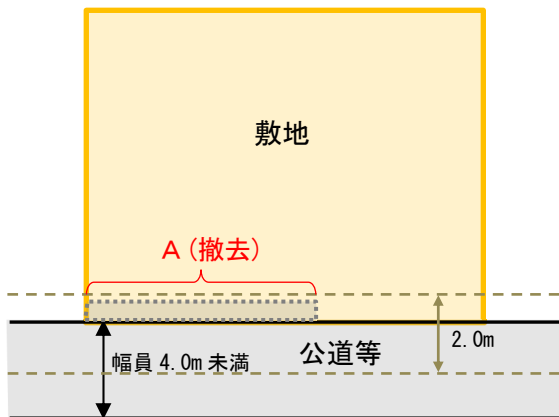


(2) Aのみを撤去し、Bを存置する場合

⇒ ✕ 補助対象外



(3) 狭あい道路に面するブロック塀等を撤去する場合



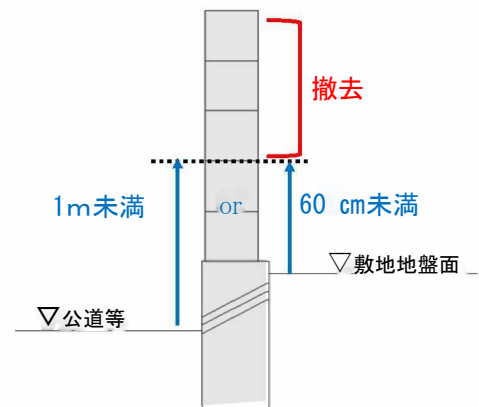
⇒ Aのブロック塀等をすべて撤去する場合は、補助の対象となります。

注：撤去後、フェンス等を設置する場合、道路中心線から2m後退した位置にフェンス等を設ける必要がありますのでご注意ください。

(4) ブロック塀等の撤去範囲

⇒ 補助対象のブロック塀等は、原則としてすべて撤去していただく必要があります。

やむを得ず一部を残す場合は、道路より1m未満の高さにするか、敷地地盤面より60cm未満の高さにする必要があります。



## 6. ブロック塀等撤去費補助事業に関するQ & A

Q 1 : 既に <b>ブロック塀等を撤去</b> してしまっただが、補助の対象になりませんか。
A 1 : 補助金の交付は、 <b>補助金交付決定後が条件</b> であることから、 <b>当該決定以前に撤去された場合には、補助金の交付対象となりません。</b>
Q 2 : 道路に面するブロック塀等の <b>補強工事</b> を行う予定だが、補助を受けることはできますか。
A 2 : 本制度は、道路に面するブロック塀等を撤去する場合にその費用の一部を補助する制度になりますので、 <b>補強工事</b> については、 <b>補助金の交付対象となりません。</b>
Q 3 : 道路等に面する <b>すべてのブロック塀等を撤去</b> しなければ、補助は受けられないのですか。
A 3 : 原則、道路等に面する <b>すべてのブロック塀等を撤去</b> していただく必要があります。そのため、道路等に面するブロック塀等の総延長に対して、 <b>一部を存置する場合は、補助金の交付対象となりません。</b>

## 7. 注意事項

- 補助金交付決定の前に契約したり、工事に着手した場合には、**補助金が受けられなくなります。**
- 補助金交付決定後、申請内容に変更が生じた場合や工事を中止する場合には、**当該年度の1月20日までに**計画の変更又は中止の手続きが必要となります。
- 工事を完了し、完了実績報告を当該年度の3月19日までに提出しないと、補助金が受けられません。**

## 8. お問い合わせ先

都市整備部 建築指導課 許可認定係

TEL : 059-354-8183

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 (庁舎4階) [QRコードから→](#)

電子メール : [kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp)

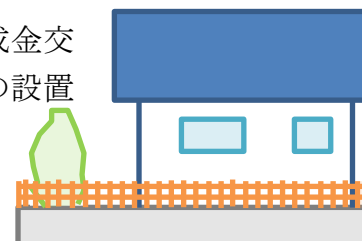
詳細情報は[こちらの](#)



## 9. お知らせ（撤去後に生垣を設ける場合）

本市では、四日市市緑化基金活用事業による「生垣設置助成金交付制度」を設けています。ブロック塀等の撤去後には、生垣の設置をご検討いただき、当該助成金交付制度をご活用ください。

【窓口：都市整備部 公園緑政課 TEL 059-354-8197】



# 危険なブロック塀の放置はやめましょう！

～倒壊すれば所有者が賠償責任を負うリスクがあります～

## 1. ブロック塀の適切な維持・管理は、所有者の責任

もし、所有するブロック塀等が倒壊して、人に怪我をさせたり他人の財産を壊したりした場合、**その損害賠償責任は所有者が負うことになります**。これは、民法第717条で定められた工作物責任によるもので、塀の所有者には適切に維持・管理する注意義務が課せられているためです。つまり、**故意や過失がなくても責任を負う制度**であり、「危険だとは知らなかった」という場合でも、この責任から逃れることはできません。

## 2. 建築基準法に適合していても免れない責任

古いブロック塀が現在の建築基準法に適合していなくても、建築当時の基準を満たしていれば所有していること自体は違法ではありません(既存不適格)。しかし、その**ブロック塀が原因で被害が生じた場合、たとえ建築基準法上は適法であっても所有者は民事上の賠償責任を免れることはできません**。建築物の安全を維持する責任は所有者にあり、法律の目的が異なるため、建築基準法上適法でも上記1.で示したように民法上違法となり得る点に注意しましょう。

## 3. 熊本地震の損害賠償訴訟例

2016年4月に発生した熊本地震では、倒壊したブロック塀の下敷きになり男性が死亡、女性が重傷(後に障害が残存)という痛ましい事故が起きました。その遺族と被害者女性は**ブロック塀の所有者に対し損害賠償を求める訴訟**を起こしており、倒壊した塀に基礎工事がなく倒壊は予見可能だったことから、所有者が安全義務を怠ったと主張しています。請求額は約6,800万円にも上りました。

## 4. 刑事責任が問われる場合も

万一、ブロック塀の倒壊によって人を死傷させてしまい、所有者に過失(注意義務違反)が認められれば、刑法により過失致死傷罪(場合によっては業務上過失致死傷罪)に問われる可能性があります。**実際、熊本地震の事故では遺族らが所有者を刑事告訴**し、警察に受理されました。大地震はいつ起こるか分かりません。高い危険性が指摘されているブロック塀は重大事故を防ぐため、早急な改善をお願いします。